滝沢市移住支援補助金交付要綱

滝沢市移住支援補助金交付要綱（令和元年滝沢市告示第６８号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この告示は、市内への移住及び定住の促進並びに中小企業における人手不足の解消に資するため、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領（令和５年４月１日付け定雇第１８号岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室長通知別添。以下「県実施要領」という。）に基づき、市が岩手県と共同して行う滝沢市移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市に住民票を移した者が、次条に定める要件を満たす場合に、予算の範囲内で滝沢市移住支援補助金（以下「移住支援補助金」という。）を交付することに関し、滝沢市補助金交付規則（令和４年滝沢市規則第３０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付対象者）

第２条　移住支援補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、移住等に関する要件を満たし、かつ、就業に関する要件、起業に関する要件又は関係人口に関する要件のいずれかを満たす者とする。

２　前項の移住等に関する要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

（１）移住元に関する要件　次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア　滝沢市に住民票を移す直前の１０年間のうち、通算で５年以上、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京２３区内に通勤していたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第８３条第１項に規定する大学（同法第９９条第１項に規定する大学院及び同法第１０８条に規定する短期大学を含む。）、同法第１１５条第１項に規定する高等専門学校、同法第１２５条第３項に規定する専修学校の専門課程ほか、これらに準ずる学校等であって市長が別に定めるものをいう）へ通学し、東京２３区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ　滝沢市に住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京２３区内に通勤していたこと。ただし、東京２３区への通勤の期間については、住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。

（２）移住先に関する要件　次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア　移住支援補助金の申請時において、市に転入後１年以内であること。

イ　移住支援補助金の申請日から５年以上市に継続して居住する意思を有していること。

（３）その他の要件　次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア　滝沢市暴力団排除条例（平成２４年滝沢村条例第１６号。以下「条例」という。）第２条第２号の暴力団、同条第３号の暴力団員、同条第４号の暴力団員等、同条第５号の暴力団経営支配法人等又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと。

イ　日本人又は出入国管理及び難民認定法（昭和２６年法律第３１９号）第２条第２号に規定する外国人のうち同法別表第２に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは同法第６条第３項第１号に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有する者（以下「永住者等」という。）であること。

ウ　その他岩手県知事又は市長が移住支援補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

３　第１項の就業に関する要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

（１）県実施要領に規定するマッチング支援事業の対象法人に就業した場合は、次のアからキまでのいずれにも該当すること。

ア　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ　就業先が、岩手県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト（以下この項において「マッチングサイト」という。）に情報を掲載している法人（以下この項において「対象法人」という。）であり、かつ、対象法人がマッチングサイトに掲載している求人に応募して採用されたものであること。

ウ　自身の３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ　週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業していること。

オ　イに規定する求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援補助金の対象として掲載された日以後であること。

カ　当該対象法人に、移住支援補助金の申請日から５年以上継続して勤務する意思を有していること。

キ　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

（２）内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した場合は、次のアからオまでのいずれにも該当すること。

ア　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ　週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ　当該就職先において、移住支援補助金の申請日から５年以上継続して勤務する意思を有していること。

エ　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

（３）テレワークを活用して定着に至った場合は、次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア　所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ　内閣府地方創生推進室が設立する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から補助対象者に資金提供されていないこと。

４　第１項の起業に関する要件は、申請日前１年以内に岩手県が県実施要領により実施する起業支援事業（以下「起業支援事業」という。）に係る起業支援金の交付決定を受けていることとする。

５　第１項の関係人口に関する要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

（１）岩手県が実施する、関係人口創出事業に係る取組に参加した者

（２）市内高等教育機関の卒業生である者

（補助金の額）

第３条　移住支援補助金の額は、６０万円とする。

２　前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれにも該当する場合の移住支援補助金の額は、１００万円とする。なお、１８歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は１８歳未満の者一人につき最大１００万円を加算する。

（１）補助対象者及びその世帯員のうち市へ転入した者（以下この項において「補助対象世帯員」という。）が、移住元において、同一世帯に属していたこと。

（２）補助対象者及び補助対象世帯員が、申請時において、同一世帯に属していること。

（３）補助対象世帯員が、いずれも前条第２項第２号の移住先に関する要件を満たしていること。

（４）補助対象世帯員が、いずれも前条第２項第３号のその他の要件を満たしていること。

（補助金の交付申請）

第４条　移住支援補助金の交付の申請をしようとする者は、市長が別に定める日までに、滝沢市移住支援補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で、写真に浮出しプレス等による証印のあるもの又は写真を特殊加工してあるものの写し

（２）世帯員全員分の移住先の住民票

（３）世帯員全員分の移住元の住民票の除票その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類

（４）移住元の市区町村における最近１か年の滞納のないことを証する市区町村税の完納証明書

（５）滝沢市移住支援補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第２号）

（６）就業証明書（様式第３号）（第２条第３項第１号及び第２号に該当する場合に限る。）

（７）就業証明書（様式第４号）（第２条第３項第３号に該当する場合に限る。）

（８）開業届（第２条第４項に該当する場合に限る。）

（９）関係人口証明書（様式第５号）（第２条第５項に該当する場合に限る。）

２　前項の規定にかかわらず、前条第２項各号の要件に該当する補助対象者が移住支援補助金の交付の申請をしようとするときは、前項各号に規定する書類に加え、前条第２項各号の要件に該当することを証する書類を市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援補助金を交付することが適当又は不適当と認めるときは、速やかにその決定の内容及び規則第５条第２項の規定により付した条件を滝沢市移住支援補助金交付決定通知書（様式第６号）又は滝沢市移住支援補助金不交付決定通知書（様式第７号）により、当該申請をした者に通知する。

（補助金の交付）

第６条　市長は、前条の規定による交付の決定をした者に対しては、申請のあった日から３月以内に移住支援補助金の交付を行うものとする。

（立入検査）

第７条　市長及び岩手県知事は、適正な事業の執行を期するため、移住支援補助金を交付した者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に、交付事業者の事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（交付決定の取消し）

第８条　市長は、移住支援補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、市長が雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

（１）虚偽の申請等をした場合

（２）移住支援補助金の申請日から３年未満に市から転出した場合

（３）移住支援補助金の申請日から１年以内に移住支援補助金の要件を満たす職を辞した場合

（４）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（５）前条の規定による立入検査等を拒否した場合

（６）移住支援補助金の申請日から３年以上５年以内に市から転出した場合

（７）その他この告示の規定に違反した場合

２　市長は、前項に規定する交付の決定の全部又は一部を取り消された者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の返還を請求するものとする。

（１）前項第１号から第５号までのいずれかに該当する場合　交付した移住支援補助金の全額に相当する額

（２）前項第６号に該当する場合　交付した移住支援補助金の額の２分の１に相当する額

（３）前項第７号に該当する場合　市長が定める額

３　移住支援補助金の交付を受けた者は、前条各号に規定する事由に該当したときは、速やかに市長にその内容を報告し、市長の指示を受けなければならない。

（提出書類）

第９条　規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表第１に定めるとおりとする。

附　則（令和５年３月15日告示第51号）

（施行期日）

１　この告示は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の滝沢市移住支援補助金交付要綱の規定は、令和５年４月１日以後に市に転入した者について適用し、同日前に市に転入した者については、なお従前の例による。

附　則（令和５年６月１日告示第204号）

　（施行期日）

１　この告示は、令和５年６月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この告示による改正後の滝沢市移住支援補助金交付要綱の規定は、令和５年４月１日以後に市に転入した者について適用し、同日前に市に転入した者については、なお従前の例による。

附　則

　（施行期日）

１　この告示は、令和５年９月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この告示による改正後の滝沢市移住支援補助金交付要綱の規定は、令和５年９月１日以後に市に転入した者について適用し、同日前に市に転入した者については、なお従前の例による。

別表第１（第９条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 条項 | 提出書類 | 提出部数 | 市長が定める期日 |
| 規則第８条第１項 | 補助金申請取下書（様式第８号） | １部 | 補助金の交付の決定の通知を受領した日から１５日を経過した日 |
| 規則第９条第２項 | 補助事業変更承認申請書（様式第９号）（規則第９条第１項第３号に該当し、中止又は廃止の申請をする場合を除く。） | １部 | 補助事業の内容を変更しようとする日の１５日前の日 |
| 規則第１７条第１項 | 補助金交付請求書（様式第１０号） | １部 | 補助金の額が確定した日から３０日を経過する日 |